平成２６年（フ）第５２４９号
東京都世田谷区世田谷２丁目25番16―201号
破産者　株式会社ピカソ・デュオ
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５４６０号
神奈川県川崎市幸区南幸町２―76―203、住民票上の住所神奈川県川崎市幸区南幸町２丁目76番地
破産者　板倉　吉夫
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５７９４号
東京都足立区千住東２丁目21―２―214
破産者　加藤　允理
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５７９５号
東京都足立区千住旭町９―13―202
破産者　加藤　利菜
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５８１７号
東京都足立区竹の塚１丁目14―10―102
破産者　高林　尚行
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５８４４号
東京都大田区西糀谷２丁目９―４
破産者　佐野由美子
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５９０４号
東京都国分寺市戸倉１丁目９―52
破産者　戸村　仁美
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５９２５号
東京都板橋区大山町３―５―704
破産者　石井　健一
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５９５３号
東京都世田谷区上馬４丁目10―３　杉崎方１Ｆ
破産者　大河原裕二
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５９７３号
神奈川県平塚市平塚５丁目18―10
破産者　岡本　由絵
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５９７６号
東京都世田谷区上祖師谷２丁目21―８　パステルハイツ２階
破産者　粟野　明彦
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６０３６号
東京都小平市仲町567―25
破産者　神前　明紀
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６１０９号
東京都江東区北砂７丁目７―１―210
破産者　田川　隆男
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６１２１号
東京都足立区千住中居町８―１　フリーダム壱番館402
破産者　矢野　善尊
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６１２７号
神奈川県相模原市中央区青葉２丁目８―10
破産者　中野　繁
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６１５１号
東京都北区中十条２丁目11―５
破産者　新井　教夫
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６１６６号
埼玉県和光市白子１丁目14―２―1005
破産者　菊池　亨
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６１６９号
千葉県習志野市東習志野３丁目５―12―202
破産者　吉田　孝
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６１９６号
埼玉県蕨市中央１丁目34―２―305
破産者　小野寺真由美（旧姓愛敬）
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６２０６号
東京都江東区大島７丁目37―22―201
破産者　野村　祐二
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６２２９号
東京都新宿区須賀町１―２―101
破産者　金　恵子
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６２７３号
東京都三鷹市下連雀３丁目43―11　小山方
破産者　福田　大輔
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部